

(一 般)

徳島森林づくり推進機構請負事業契約約款

平成 26 年 2 月 28 日改訂

平成 26 年 4 月 1 日改訂

(総 則)

第 1 条 公益社団法人徳島森林づくり推進機構(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、請負契約書(以下「契約書」という。)記載の事業の請負契約に関し、契約書及びこの約款に定めるもののほか、別添の設計図書(設計概要書、図面及び仕様書をいう。)に従い、これを履行しなければならない。

(工程表及び請負代金見積書)

第 2 条 乙は、甲が指示したときは、設計図書に基づいて工程表を作成し、これを甲に提出し、その内容について甲と協議しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して請負代金内訳書の提出を求めることができる。

(契約の保障)

第 3 条 乙は、甲が必要と認めるときは連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、乙と連携して、この契約履行の責めを負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 4 条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第 5 条 乙は、事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(現場代理人等)

第 6 条 乙は、契約締結後 7 日以内に現場代理人、及び主任技術者又は作業主任者(素材生産事業にかかる者)を選任し、甲に報告しなければならない。これを変更したときも変更の日から 5 日以内に報告しなければならない。

2 現場代理人は、主任技術者又は作業主任者の資格を有している場合は、これを兼任することができる。

(事業の監督等)

第 7 条 甲は、乙又はその現場代理人に対し、事業が適正に実施されるように監督し、又は指示することができる。

2 乙又は現場代理人は、甲の監督又は指示に従い事業の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 乙は、労働災害が発生した場合は、すみやかに甲に報告しなければならない。

(事業の変更、中止等)

第 8 条 甲は、天災その他特別の事由により必要がある場合は、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、請負金額、請負期間又は請負事業内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙はその損害の賠償を甲に請求することができるものとし、その賠償額は甲と乙とが協議して定めるものとする。

(事業期間の延長)

第 9 条 乙は、事業期間内に事業を完了することができないときは、あらかじめ甲に対して、その理由を付した

書面により事業期間の延長を求めることができる。

2 甲は、事業期間内に事業を完了することができないことが乙の責めに帰する理由によると認めるときは、遅延利息を徴収して事業期間の延長をすることができる。

3 前項の遅延利息の額は、請負金額に年 5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、事業が分割して履行しても支障のないときにあっては、その遅滞部分に係る請負金額により計算した額とする。

4 徴収する遅延利息が 100 円未満の場合は、これを徴しない。

(検査)

第 10 条 乙は、事業を完了したときは、直ちに事業完了届を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の事業完了届を受領したときは、速やかに乙の立会いの上で完了検査を行うものとする。

3 甲は、乙の申請があったとき、その他甲が必要と認めるときは、事業完了前に一部完了検査及び中間検査をすることができる。

4 甲は、第 2 項又は第 3 項の検査において、事業の成果が契約内容に適合していると認められるときは、完了承認書を乙に交付するものとする。

5 乙は、第 2 項又は第 3 項の検査に合格しなかったときは、甲の指示する期限内にこれを修補し、甲の検査を受けなければならない。

6 甲は、第 2 項、第 3 項又は第 5 項の検査にあたり必要があると認めるときは、最小限に検査対象物を抜き取り、破壊することができる。この場合においては、当該検査の復旧に要する経費は乙の負担とする。

7 新植及び補植事業の場合においては、最終の完了検査の日から起算して 6 ヶ月を経過した時期に検査し、その結果 10 パーセント以上の枯損があるときは、その枯損理由を甲乙協議し、その理由が乙の責めに帰する場合は、乙は 10 パーセントを超える部分について、甲の指示する植栽時期に補植をしなければならない。この場合の経費は乙の負担とする。

8 素材生産事業の数量の検査は、素材の日本農林規格によるものとする。ただし、取引単位が重量で表されるチップ材等の取扱いは、当該単位によることができる。

(請負金額の支払)

第 11 条 乙は、前条第 4 項に規定する完了承認書の交付を受けたときは、甲に対して請負金額の支払いを請求するものとする。この場合において、乙は、既に請負金額の一部の支払いを受けているときは、請負金額から既に支払を受けた金額を差し引いた残額を請求するものとする。

(前金払)

第 12 条 乙は、請負金額が 100 万円以上の場合であって、甲が前金払いをすることができるものと認めるときは、前金払いの請求をすることができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、税抜きの請負金額(請負金額から消費税及び地方消費税を除く額)の 10 分の 3 を限度として 10 万円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税を乗じた額を乙に支払うものとする。

(部分払)

第 13 条 乙は、一部完了検査に合格したときは、出来高に応じて請負金額の一部の支払いを請求することができる。ただし、この請求は 2 回を超えることができないものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、出来高部分に対する金額の 10 分の 9 を限度として 20 万円以上であるものとし、その額の 10 万円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税を乗じた額を支払うものとする。ただし、乙が前条の規定による前金払又は前項の規定による部分払を受けているときは、その支払いを受けた金額を差し引いた残額を支払うものとする。

(物件の管理)

第 14 条 乙は、請負の対象となる立木、素材、土地等(以下「物件」という。)の管理保護の責任を負うものとする。

(事業地の保護)

第 15 条 乙は、事業期間の初日から最終の完了検査に合格するまでの間は、事業区域その他事業に関連した社営林及び民有林の保護に努めなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰する理由により事業期間内に事業が完了しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、事業期間の初日を過ぎても事業に着手しないとき。
- (3) 第 2 条又は第 3 条の規定に違反したとき。
- (4) 前号に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。
- (5) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特記事項に該当するとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、甲に損害を与えたときは、甲の定めた損害賠償金を甲に支払うものとする。

3 乙は、第 1 項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、その責めに帰する理由により請負事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(一般的損害)

第 18 条 最終の完了検査の前に生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合はこの限りでない。

(天災その他不可抗力による損害等)

第 19 条 天災その他不可抗力によって事業の既済部分又は検査済持込み材料が滅失又はき損した場合において、その損害額が請負金額の 10 分の 2 を超えたときは、甲は、乙の申立てによってその超えた金額の 2 分の 1 以内を負担することがある。ただし、乙がその損害の発生の防止について適切な措置をせず、又は注意を怠ったと甲が認めるときはこの限りでない。

2 前項の申立ては、損害証明書を添付した書面により、事実発生の日から起算して 5 日以内に甲にしなければならない。

(かし担保)

第 20 条 乙は、最終の完了検査の日から起算して 1 年を経過する日までの間に、物件にかくれたかしが発見されたときは、そのかきを修補し、又は当該かしによって生じた滅失若しくはき損に対して、甲に損害を賠償しなければならない。

(関係法規等の遵守)

第 21 条 乙は、この契約の実施にあたっては、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)など、事業の安全に関する諸法規を遵守して災害防止に万全を期さなければならない。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、請負業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 23 条 乙は、契約による事務を処理するため個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団等の排除)

第 24 条 乙は、契約を履行するため、別記「暴力団等排除に係る契約解除に関する特記事項」を守らなければならない。

(補 則)

第 25 条 法令及びこの約款に定めのない事項については、徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則(昭和 48 年徳島県規則第 103 号)を準用するものとする。

2 前項に定めのないもの、及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

3 この約款は平成 26 年 2 月 28 日に改訂する。

4 この約款は平成 26 年 4 月 1 日に改定する。